

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、出勤時に頭痛と吐き気を感じ、その後継続的な体調不良が続いたため、〇病院を受診し、「うつ状態、自律神経失調症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

うつ病、自律神経失調症の発症について、業務上の事由によるものであり、監督署長の判断は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

- ・ 上司から、請求人がさぼっているとの噂がたっていることを指摘されたことについては「上司とのトラブル」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。
- ・ 社用車の自損事故については「交通事故を起こした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」に類似するが、ペナルティを科せられた等はなく、事故の内容から修正し、「Ⅰ」と評価した。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

各々の出来事の持続する程度は、恒常的な長時間労働やトラブルの持続は認められず、変化として評価すべきものは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

業務以外に関する心理的負荷となる出来事は認められなかった。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は上記のとおりであり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

- ・ 上司から、請求人がさぼっているとの噂があるとの言葉を聞かされたことについては「上司とのトラブル」に該当するが、社会通念上、通常の指導であるとし、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。
 - ・ 社用車の接触事故については、事故自体よりもその原因は、同乗した上司の発言にあるものと判断し、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断した。
 - ・ これらの出来事を総合的に評価すると心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断される。
- (3) 出来事に伴う変化を評価する視点
- 睡眠時間を確保できないほどの極度の長時間労働はあったものとは認められないことや対人関係の問題については、「特に過重」と評価するに至らないものと評価した。
- (4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について
- 請求人及び関係者等の申述からは、特段の心理的負荷は認められなかった。
- (5) 結論
- 以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。
- したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。